

衆議院内閣委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月15日（水）、第6回の委員会が開かれました。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

- ・厚生労働委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・後藤国務大臣、藤丸内閣府副大臣、和田内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、鈴木内閣府大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人国立公文書館理事 山谷英之君

（質疑者）本庄知史君（立憲）、山岸一生君（立憲）、阿部知子君（立憲）、浅野哲君（国民）、伊東信久君（維新）、阿部弘樹君（維新）、藤井比早之君（自民）、宮路拓馬君（自民）、國重徹君（公明）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

本庄知史君（立憲）

- （1） 新型コロナウイルス感染症対応
- （2） 法律案
 - ア 政務の体制
 - イ 内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）の位置付け
 - ウ 統括庁と厚生労働省感染症対策部の関係
 - エ 内閣官房及び内閣府の肥大化
- （3） コロナ予算の全体像の把握及び政策効果の検証

山岸一生君（立憲）

- （1） コロナ禍における公文書管理
- （2） 法律案
 - ア 内閣感染症危機管理監及び内閣感染症危機管理監補に就く者
 - イ 法律に基づき内閣官房に属させられた事務

阿部知子君（立憲）

- （1） 新型コロナウイルス感染症の5類移行
- （2） 法律案
 - ア 統括庁への情報共有体制
 - イ 超過死亡数の調査及び検証

浅野哲君（国民）

- （1） 飲食店等事業者における感染対策及び支援
- （2） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検証
- （3） 新たな感染症が発生した場合における感染症法に基づく分類の判断過程
- （4） 感染症対策に資するデジタル情報基盤の構築
- （5） 法律案

- ア 統括庁の業務実施体制
- イ 国と地方の役割の明確化

伊東信久君（維新）

- (1) 新型コロナウイルス感染症による死亡者の判断基準
- (2) 統括庁の位置付け
- (3) 国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の組織
- (4) 医薬品の原材料の供給
- (5) 地域包括ケアシステムの構築

阿部弘樹君（維新）

- (1) 特措法の対象となる感染症
- (2) 高病原性鳥インフルエンザH5N1の感染状況
- (3) 感染症の感染爆発に備えた取組

藤井比早之君（自民）

- (1) 新型コロナウイルス等感染症対策に係る政府の体制
- (2) 各種専門家会議の位置付け及び関係者の意見調整方法
- (3) 法律案
 - ア 統括庁の有事及び平時の具体的想定
 - イ 統括庁と機構及び地方公共団体との連携
 - ウ 統括庁の職員の専門性及び人材確保

宮路拓馬君（自民）

- (1) 法律案
 - ア 内閣感染症危機管理監の位置付け
 - イ 新型インフルエンザ等対策本部長の指示権発動の前倒し
- (2) 保健所機能の強化
- (3) 医療提供体制
- (4) まん延防止対策
- (5) 感染者に対する誹謗中傷対策

國重徹君（公明）

- (1) 科学的知見が不足している状況における新型感染症への対応
- (2) 特定業種のみ負担を求めるとした場合の補償及び支援
- (3) 法律案
 - ア 都道府県知事の事業者等に対する命令権
 - イ 統括庁の人員体制
- (4) リスクコミュニケーション

塩川鉄也君（共産）

- (1) 感染症対策における現行と改正後の内閣法上の指揮命令系統
- (2) 新型コロナウイルス感染症の5類移行の判断

緒方林太郎君（有志）

- (1) 法律案
 - ア 特措法に関する事務を担当する国務大臣及び内閣官房長官の役割
 - イ 市町村から都道府県知事に対する応援の要求
 - ウ 都道府県知事の事業者等に対する命令の勘案事項の政令委任
 - エ 地方債の起債の特例
- (2) 地域医療機関の役割の明確化と役割分担

大石あきこ君（れ新）

地方衛生研究所の職員数の基準等への国の関与